

包括システムによるロールシャッハ・テスト認定資格審査委員会細則

平成 27 年 8 月 1 日

(目的)

第 1 条 この細則は、包括システムによるロールシャッハ・テスト認定資格に関する規程第 4 条の規定に係る包括システムによるロールシャッハ・テスト認定資格審査委員会（以下「認定委員会」という。）の行う業務について定める。

(委員の構成)

第 2 条 認定委員会は若干名の委員をもって構成する。

- 2 委員は包括システムによる日本ロールシャッハ学会の学会員であり、委員として適任と認められる者とする。
- 3 委員の任命は、学会長が行う。
- 4 委員の任期は 3 年とする。ただし、再任はそれを妨げない。
- 5 認定委員会には委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長の選出は、委員の互選による。委員長及び副委員長の任期は 3 年とする。ただし、再任はそれを妨げない。

(委員会の業務)

第 3 条 認定委員会は以下の業務を行う。

- (1) 資格の認定及び認定の取り消しに関する審査
- (2) 前項の審査を経た者の常任理事会又は理事会への付議
- (3) 試験問題の作成並びにその実施及び評価

(委員会の開催)

第 4 条 認定委員会は必要に応じて随時開催するものとする。

(倫理)

第 5 条 委員はその業務の実施に当たって不正行為を行ってはならない。また、業務上知り得た審査経過等について、これを他人に漏らしてはならない。

(細則の改正)

第 6 条 本細則の改正は、常任理事会又は理事会の承認を得るものとする。